

市内80箇所ある投票区の見直しを行います

郡上市選挙管理委員会

選挙当日に投票する「投票所」は、お住まいの地域により決まっております。決められた投票所以外では投票ができません（期日前投票所での投票を除きます）。

1つの投票所で投票できる住所の範囲を「投票区」といい、市内には80の投票区と、同じ数の投票所があります。

選挙管理委員会では、これまでに期日前投票の改善（居住地以外の期日前投票所でも投票できる体制への移行）等を進めてきましたが、投票区については、そのあり方に次のような課題があると認識し、投票区と一部の投票所の見直しを行うことが必要と判断しました。

現状と課題

①投票機会の不均衡

現在の投票区は、合併前の旧町村の基準で設置されており、合併時に見直しを行っていません。市全体で見ると投票所までの距離や、投票区ごとの有権者の数に格差があり、このことが有

権者の投票機会の不均衡につながっていると言えます。また、有権者が少ない小規模な投票区では、地元からの投票管理者、投票立会人の選任も困難な状況となっています。

②市職員の減少

行政改革などにより職員数が減少し、投票事務に従事する職員の確保が困難になりつつあります。投票事務には、消防や病院等の職員を除き、配置可能なほぼ全職員を従事させているため、選挙当日に災害等が発生した場合の危機管理体制の確保が懸念されます。

③選挙当日投票者数の減少

期日前投票制度が定着し、選挙当日の投票者数は減少傾向にあることから、当日投票所の設置数を見直す契機と考えられます（平成29年の衆院選では、期日前投票の割合は、約69%と多くの方が期日前投票を利用されました）。

④選挙の執行経費が高額

県内の有権者数5万人未満の12市中では、有権者数は5番目ですが、選挙費用は最も高額となっています。投票区数が費用に直結することから、見

直しを図ることが適當です。

見直しの目的

- ▼投票区ごとの有権者数、投票所までの距離の不均衡を是正します。
- ▼減少した職員数で適正に選挙が執行できる体制とします。
- ▼選挙執行経費を節減します。

見直しの方針

▼投票所までの距離の平準化

有権者の住居（投票区内における大半の住居）から投票所までの距離は、概ね3km以内とします。

▼投票区の統合

有権者数が極めて少ない投票区は原則統合し、地理的な条件を考慮する場合を除き、標準的な投票区の有権者数が1千人〜3千人程度となるよう平準化することを基本とします。

▼施設の問題がある投票所の変更

投票区の見直しに合わせて、老朽化・狭小施設や駐車場が狭い、バリアフリー化がなされていないなど投票に不便な点があり、近隣に代わる施設がある場合は、投票所を変更します。

見直し案

▼投票区数

現在の80投票区を36投票区とします。

▼臨時期日前投票所の設置

見直しを行った投票区で、大半の集落が新しい投票所から概ね3km以上となる場合は、期日前投票期間中に、数時間程度の臨時期日前投票所を設置します（13箇所を設置予定）。

※投票所の見直しの詳細は、次のページの「投票所見直し(案)」をご覧ください。
※登録者数は、平成30年6月1日現在の選挙人名簿登録者数です。

見直しにより期待される効果

- 投票区間の有権者数等の格差が是正されます。
- 選挙に要する費用が節減できます（単純試算で削減効果は6百万円程度）。
- 投票事務に従事する職員を削減でき、危機管理体制を確保することができます。
- 投票所の削減により一定の人員が確保でき、必要に応じて各投票所の事務従事者を充実させ、選挙の一層の適正執行に資することが期待されます。

実施予定時期

平成31年4月執行予定の岐阜県議会議員選挙からの実施を予定しています。

八幡 投票区見直し(案) 22投票所→12投票所

廃止する予定の投票所
★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
北部	八幡公民館	971	八幡北部	八幡公民館	1,510
中坪	新中坪住宅集会所	539			
東部	八幡防災センター	1,246	八幡東部	八幡防災センター	1,357
西部	郡上八幡中央コミュニティ消防センター	1,341	八幡南部	郡上八幡中央コミュニティ消防センター	1,406
五町	八幡第2公民館	539	五町	八幡第2公民館	539
初音	川合公民館	406	初音	川合公民館	501
河鹿	郡上八幡河鹿2区集落センター★	95			
稲成	中野集会所	792	稲成	中野集会所	906
亀尾島	亀尾島集会所	114			
相生	相生公民館	1,020	相生	相生公民館	1,075
安久田	郡上八幡西安久田農林集会所 または東安久田集会所★	55			
那比	那比公民館	442	那比	那比公民館	442
小野	郡上八幡青少年センター	1,634	小野	小野公民館(郡上八幡青少年センター)	2,097
初納	初納住宅集会所	639			
市島	口明方公民館	903	市島	口明方公民館	1,165
有穂	有穂集会所★	262			
美山	西和良公民館	269	西和良	西和良公民館	515
夕谷	夕谷集会所	71			
入間	入間集会所	100			
洲河	洲河集会所	75			
野々倉	旧小那比小学校野々倉分校★	21	小那比	小那比公民館	245
小那比	小那比公民館	224			

- ▶ 「橋本町」については、郡上八幡中央コミュニティ消防センターに変更予定
- ▶ 「東町一区、東町二区」については、八幡防災センターに変更予定

大和 投票区見直し(案) 11投票所→6投票所

廃止する予定の投票所
★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
徳永	大和保健福祉センターやまつつじ	928	徳永	大和保健福祉センターやまつつじ	1,422
名皿部	名皿部公民館	186			
神路	大和神路体育館★	308			
下栗巣	下栗巣集会所	399	下栗巣	下栗巣集会所	497
上栗巣	上栗巣集会所★	98			
剣	剣中公民館	1,362	剣	剣中公民館	1,362
大間見	大間見こいの家★	231	口大間見	口大間見集会所	534
東弥	東弥公民館	303			
万場	郡上大和ほたるの里蛍光館	661	万場	郡上大和ほたるの里蛍光館	661
島	大和西公民館	1,015	島	大和西公民館	1,109
落部	落部公民館	94			

白鳥 投票区見直し(案) 20投票所→7投票所

廃止する予定の投票所
★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
白鳥第1	白鳥ふれあい創造館	1,350	白鳥	白鳥ふれあい創造館	2,525
白鳥第2	郡上市役所白鳥庁舎	530			
越佐	越佐農村センター	153			
向小駄良	向小駄良コミュニティ防災センター	492			
為真第1	為真中央生活改善センター	1,063	為真	為真中央生活改善センター	1,772
為真第2	為真小向集会所	709			
大島	大島コミュニティセンター	1,181	大中	大中公民館	1,753
中津屋	中津屋伝統芸能継承センター	572			
野添	野添集会所	294	牛道	中西区民センター	1,293
六ノ里	六ノ里集会所★	212			
中西	中西区民センター	368			
阿多岐	阿多岐集会所★	181			
恩地	恩地農村センター	238			
那留	那留農業技術研修センター	784	那留	那留農業技術研修センター	784
前谷	前谷集会所	240	北濃	北濃保育園	1,188
歩岐島	歩岐島集会所	148			
干田野	干田野集会所	144			
長滝	長滝コミュニティセンター	121			
二日町	二日町農村センター	535			
石徹白	石徹白農村センター	226	石徹白	石徹白農村センター	226

高鷲 投票区見直し(案) 6投票所→2投票所

廃止する予定の投票所
★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
大鷲	高鷲向鷲見集会所	796	高鷲南部	郡上市役所高鷲庁舎	1,564
鮎走	高鷲鮎走公民館	556			
切立	高鷲切立集会所	212			
鷲見	高鷲鷲見集会所★	368	高鷲北部	高鷲ひるがの老人憩いの家	1,023
西洞	高鷲西洞集会所	185			
ひるがの	高鷲ひるがの老人憩いの家	470			

美並 投票区見直し(案) 7投票所→3投票所

廃止する予定の投票所
★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
山田	美並くじ本転作技術研修センター	421	美並北部	美並健康増進センター	562
三戸	美並健康増進センター	395			
高砂	美並基幹集落センター	290	美並中部	三城小学校体育館	1,221
白山	三城小学校体育館	677			
南上田	美並木尾多目的集会所★	252	美並南部	吉田小学校体育館	1,644
北上田	下田公民館	785			
大原	美並南部体育館	607			

▶「赤池、杉原、円山」については、三城小学校体育館に変更予定

明宝 投票区見直し(案) 6 投票所→4 投票所

廃止する予定の投票所
 ★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
二間手	明宝保健センター	272	明宝中央	明宝保健センター	653
気良	明宝気良するすみの家	381			
寒水	寒水掛踊伝承館	247	寒水	寒水掛踊伝承館	247
奥住	明宝奥住ふれあいの家	227	明宝北部	明宝畑佐ほほえみの家	435
畑佐	明宝畑佐ほほえみの家	208			
小川	明宝小川交流センター	154	小川	明宝小川交流センター	154

和良 投票区見直し(案) 8 投票所→2 投票所

廃止する予定の投票所
 ★ 臨時期日前投票所を設置予定の投票所

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ★	79	和良西部	和良保育園	1,106
野尻	宮代集会所または野尻集会所	182			
田平	田平集会所★	40			
東野	東野集会所	113			
中央西	和良保育園	326			
中央東	郡上市役所和良庁舎	366			
土京	下土京集会所	182	和良東部	下土京集会所	422
方須	方須集会所	240			

臨時期日前投票所の設置を予定する投票所

臨時期日前投票所は、選挙当日には投票所を設置しませんが、期日前投票期間中（選挙の公示日又は告示日の翌日から、選挙前日までの期間）に、1日に限り数時間程度、投票所を開設します。

地域名	投票所名	地域名	投票所名
八幡	郡上八幡河鹿2区集落センター 郡上八幡西安久田農林集会所 または東安久田集会所 有穂集会所 旧小那比小学校野々倉分校	白鳥	六ノ里集会所 阿多岐集会所
		高鷲	高鷲鷲見集会所
大和	大和神路体育館 上栗集会所 大間見いこいの家	美並	美並木尾多目的集会所
		和良	鹿倉ひまわりプラザ 田平集会所

パブリックコメントを実施します

▼見直し方針の公表場所

郡上市選挙管理委員会事務局
 (市役所3階総務部総務課内)
 及び各振興事務所振興課

▼募集期間

7月1日～7月31日

▼意見を提出できる人

郡上市の選挙人名簿登録者
 (6月1日現在、郡上市内に3
 カ月以上継続して住所を有する
 18歳以上の日本国籍を有する人)

▼提出方法

住所、氏名、連絡先、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。提出様式は自由ですが、市ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

●持参、郵便、ファックス、電子メール

▼提出先

選挙管理委員会事務局
 (〒501-4297 郡上市
 八幡町島谷228)

TEL 67・1832

FAX 67・1711

☎ soumu@city.gujo.gifu.jp

提出された意見とそれに対する選挙管理委員会の考え方を、意見募集期間終了後に公表します。